

第 1 0 3 号 議案

足立区学校法人の助成に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 9 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区学校法人の助成に関する条例

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、学校法人（以下「法人」という。）に対する助成に関し必要な事項を定めるものとする。

(助 成)

第 2 条 区長は、私立学校振興助成法（昭和 5 0 年法律第 6 1 号）第 1 0 条の規定に基づき、法人に対し、予算の範囲内において、助成金の支出、財産の無償貸付その他の助成を行うことができる。

2 助成の対象となる事業は、区長が規則で定める。

3 区長は、第 1 項に規定する助成のほか、法人が足立区における保育の実施等に関する条例(平成 2 3 年足立区条例第 4 号)第 2 条第 4 号、又は足立区立認定こども園条例（平成 2 3 年足立区条例第 3 5 号）第 2 条若しくは第 3 条に掲げる施設として供している建物その他の工作物を当該法人が設置する保育所又は認定こども園として引き続き使用する場合に限り、無償で譲渡することができる。

(申 請 手 続)

第 3 条 法人は、前条の規定による助成を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

(1) 理由書

(2) 助成を受けようとする事業の計画書及びこれに伴う収支予算書

(3) 別に国又は他の地方公共団体から助成を受け、又は受けよう

とする場合には、その助成の方法及び程度を記載した書類

(4) 財産目録

(5) 貸借対照表及び収支計算書

(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(助成の決定)

第 4 条 区長は、助成の可否を決定したときは、法人に対し、その旨を通知する。

2 区長は、前項の決定をするに際し、必要と認める条件を付することができる。

(使用制限)

第 5 条 助成を受けた法人は、助成に係る補助金、貸付金、公有財産等の財産を助成の目的以外の用途に使用してはならない。

(事業計画の変更等)

第 6 条 法人が助成の対象たる事業の計画を変更し、又は廃止しようとするときは、区長の承認を得なければならない。

(助成の取消し等)

第 7 条 助成を受けた法人が次の各号のいずれかに該当する場合には、区長は、助成の全部又は一部を取り消し、既に交付された補助金、貸付金その他の財産があるときは、その返還を命ずることができる。

(1) 第 4 条第 2 項に規定する条件に違反したとき。

(2) 第 5 条又は前条の規定に違反したとき。

(事業報告)

第 8 条 助成の決定を受けた法人は、助成の対象となる事業について、事業年度を終了したときは、速やかに事業報告をしなければならない。

(委任)

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

学校法人に対する助成に関し、必要な事項を定める必要があるので、この条例案を提出いたします。